

大気汚染状況を監視

新庁舎にテレメーターを設置

現在、建設がすすめられている新庁舎には大気汚染監視用の「テレメーター」が設置されます。このテレメーターは、大気汚染状況を監視し、汚染がすすんだ場合は緊急時の措置を適確に行なうために設置されるものです。

なお、新庁舎に設置されるのは市独自のテレメーターのほか、県の中継局も設置されます。

汚染すすむと県が 警報を発令

県のテレメーター方式は、富士地区に設置した観測局（富士市4カ所、富士宮市と富士川町各1カ所）で測定したデータを無線で中継監視局（富士市役所）に送り、さらにこれを中央監視局（県庁

内）に送ります。送られたデータはデータ処理機で記録され、監視盤に毎正時の各観測局の状況を色わけして表示し監視していきます。＝下図＝

観測したデータのうち亜硫酸ガスについては、0.2 P P m以上が3時間、0.3 P P m以上が2時間、0.15 P P m以上が48時間以上、または0.5 P P mを記録したときは警報ランプがつかます。

そして、地域内の汚染が一定の条件（2カ所以上の測点で0.2 P P m以上が3時間続いたとき、0.3 P P m以上が2時間以上になつたとき、0.15 P P mが48時間以上続いたとき、および1カ所が0.5 P P m以上になつたとき）をこえ、気象条件からみてその状態が続くと判断すると、県から警報が発令されます。警報が発令されると中継局を通じ緊急時協力要請工場（市内26工場）に連絡されます。連絡を受けた排出工場は、あらかじめ協議してある「ばい煙減少計画書」によつて、ばい煙の排出を少くし、大気汚染の進行を防止することになつていきます。

市のテレメーターは、市内の4基準観測局（元吉原中、富士保健所、吉原3中、勤労青少年会館）と、鷹岡事務所、富士事務所、大淵中の3観測局を加えた、市内7測点の監視とデータを処理していきます。

観測項目は県と同じで、イオウ酸化物浮遊じん、風向、風速などをデータ処理機で記録し、指定地域図をかいた表示盤にランプで表示します。

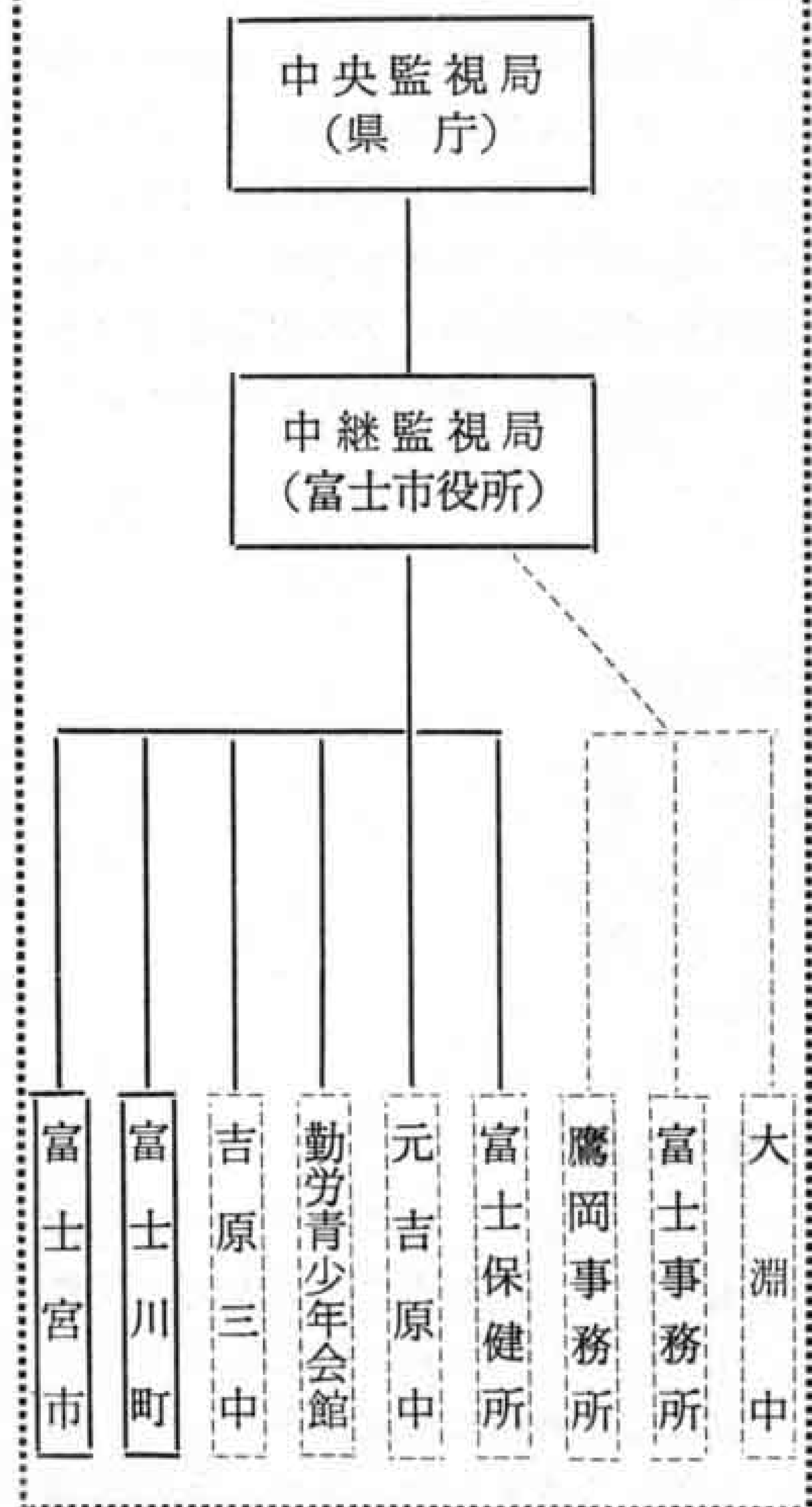
市はより厳しい条件で 注意報を

市では記録したデータをもとに、県が発令する警報の数値にならないようにさらに厳しい条件（たとえば1カ所でも0.2 P P mがあらわれたときとか）で注意報をだし、未然防止をはかろうと現在検討を行なつています。

テレメーターの完成するのは昭和45年6月ころで、事業費は県が6,500万円、市が3,000万円です。

なお、テレメーターが完成するまでの期間は、市公害課で毎月記録されるデータをもとに、大気汚染がすすんだときは関係工場に注意報をだし、大気汚染を防いでいきます。

テレメーターシステム



※点線内は市でデータを記録する観測局

5 測点で環境基準を こえる

昭和44年7月から9月までの3カ月間のイオウ酸化物測定結果が、市公害課から発表されました。＝下表＝

亜硫酸ガス測定結果

44年7月から9月まで

測定場所	測定期間	測定日数	測定時間数	1時間値の 期間平均 (P P m)	月別1時間平均値 (P P m)		
					7月	8月	9月
富士事務所	44.7~9	92	2150	0.053	0.050	0.050	0.060
第3中学校	7~9	89	2093	0.087	0.077	0.102	0.081
勤労青少年会館	7~9	86	2005	0.060	0.057	0.061	0.063
鷹岡事務所	7~9	92	2101	0.053	0.043	0.058	0.058
大淵中学校	7~9	38	817	0.025	0.006	—	0.043
富士保健所	7~9	61	1385	0.041	0.042	0.042	0.038
元吉原中学校	7~9	85	1989	0.053	0.048	0.044	0.066

この測定結果によると、吉原3中、勤労青少年会館、富士事務所、元吉原中、鷹岡事務所の5測点で環境基準0.05 P P mをこえ、平均が多少あがっています。

これから冬にむかい、例年この時季は北風が多くなり、測定値も高くなる傾向があり心配されます。次回の発表は1月下旬ころ行なわれます。